

平成21年3月19日 開 議 午前9時30分

平成21年3月19日 開 議 午前9時30分

日程第 1	末武議長	おはようございます。ただ今の出席人員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。 日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 久留嶋 一之君
	久留嶋議会 事務局長	ご報告申し上げます。 地方自治法第 112 条及びまんのう町議会会議規則第 14 条の規定に基づく議員提出、議案一件を受理いたしました。 次に、まんのう町外三ヶ市町山林組合長、並びに、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合長から組合規約に基づく議員補欠選出の要請がまいっております。 次に、各常任委員長から、会議規則第 77 条の規定に基づく、付託審査 結果報告書を受理いたしました。 次に、建設経済常任委員長から、会議規則第 75 条の規定に基づく、閉会中の継続審査申出書を受理いたしました。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 次に組合議会関係について、平成 21 年 3 月 14 日 香川県中部広域競艇事業組合議会 3 月定例会が開催され、議案第 1 号 専決処分の承認について（香川県市町総合事務組合規約の一部変更について）ほか 3 件が審議されております。 以上で報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 三好勝利君
	三好議会 運営委員長	議会運営委員会の、報告を申し上げます。 3 月 17 日 午後 1 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、5 名が出席いたしまして、慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。 この度の、山西議員死去により、議会委員会構成に欠員が生じました。そのため、議会運営委員会委員の補欠選任は、行うこととしますが、各議員がいずれかの委員会に所属しております、常任委員会、及び特別委員会については、補欠選任を行わず欠員とすることとします。 それでは、お手元に、配布されております、議事日程第 3 号について、ご説明を申し上げます。

三好議会 運営委員長	日程第 1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
	日程第 2	会議録署名議員の指名	
	日程第 3	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
	日程第 4	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第 5	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第 6	議会運営委員会委員の補欠選任について	
	日程第 7	議案第 4 号	まんのう町 手数料条例の一部改正について
	日程第 8	議案第 5 号	まんのう町 介護保険条例の一部改正について
	日程第 9	議案第 6 号	まんのう町 介護従事者処遇改善 臨時特例基金条例の制定について
	日程第 10	議案第 7 号	まんのう町 都市公園条例の一部改正について
	日程第 11	議案第 8 号	まんのう町 かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定について
	日程第 12	議案第 9 号	緑地等利用施設 かりん広場条例の一部改正について
	日程第 13	議案第 10 号	人づくり研修施設 かりん会館条例の一部改正について

三好議会 運営委員長	日程第 14	議案第 11 号	まんのう町 学校給食費 徴収条例の一部改正について
	日程第 15	議案第 12 号	字の区域の変更について
	日程第 16	議案第 13 号	平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算 案 第 5 号
	日程第 17	議案第 14 号	平成 20 年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第 3 号
	日程第 18	議案第 15 号	平成 20 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第 2 号
	日程第 19	議案第 16 号	平成 20 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第 1 号
	日程第 20	議案第 17 号	平成 20 年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算 案 第 2 号
	日程第 21	議案第 18 号	平成 20 年度 まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第 1 号
	日程第 22	議案第 19 号	平成 20 年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算 案 第 2 号
	日程第 23	議案第 20 号	平成 20 年度 まんのう町下水道特別会計補正予算 案 第 1 号
	日程第 24	議案第 21 号	平成 20 年度 まんのう町浄化槽整備 推進事業特別会計補正予算 案 第 1 号
	日程第 25	議案第 22 号	平成 21 年度 まんのう町一般会計予算 案
	日程第 26	議案第 23 号	平成 21 年度 まんのう町国民健康保険特別会計予算 案

三好議会 運営委員長	日程第 27	議案第 24 号	平成 2 1 年度 まんのう町老人保健特別会計予算 案	
	日程第 28	議案第 25 号	平成 2 1 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 案	
	日程第 29	議案第 26 号	平成 2 1 年度 まんのう町介護保険特別会計予算 案	
	日程第 30	議案第 27 号	平成 2 1 年度 まんのう町診療所特別会計予算 案	
	日程第 31	議案第 28 号	平成 2 1 年度 まんのう町簡易水道特別会計予算 案	
	日程第 32	議案第 29 号	平成 2 1 年度 まんのう町下水道特別会計予算 案	
	日程第 33	議案第 30 号	平成 2 1 年度 まんのう町農業集落排水特別会計予算 案	
	日程第 34	議案第 31 号	平成 2 1 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 案	
	日程第 35	議案第 32 号	平成 2 1 年度 まんのう町水道事業会計予算 案	
	日程第 36	議案第 34 号	まんのう町 国民健康保険条例の一部改正について	
	日程第 37	発議第 1 号	まんのう町議会 委員会条例の一部改正について	【即決をお願いします】
	日程第 38	選挙第 1 号	まんのう町外 三ヶ市町 山林組合議会議員の補欠選挙について	
	日程第 39	選挙第 2 号	まんのう町外 三ヶ市町 七箇地区 山林組合議会議員の補欠選挙について	

日程第 2	三好議会 運営委員長	日程第 40 意見書第 1 号 公的資金の繰上償還に係る要件の緩和等を求める意見書 案 日程第 41 意見書第 2 号 インターネット上の 個人情報と人権擁護を求める意見書 案 日程第 42 意見書第 3 号 気候保護法 の制定に関する意見書 案 日程第 43 発議第 1 号 まんのう町 木造住宅建築奨励条例の制定について 平成 2 0 年 1 2 月議会継続案件 日程第 44 閉会中の継続調査について
	末武議長	以上の日程で、意見の一致を見、午後 3 時 3 5 分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の、報告を終わります。 議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により議長において、 1 3 番 松下 一美君 1 4 番 三好 勝利君 を指名いたします。
日程第 3	高木委員長	日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木 堅君 それでは、ただ今から総務常任委員会の、委員長報告を申し上げます。

	高木総務 委員長	去る３月１３日第１委員会室におきまして、委員６名と教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。 また、去る３月１６日、第１委員会室におきまして、委員６名と議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管担当課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。 ３月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第７号から議案第１０号、議案第１３号、議案第２２号、意見書第１号、意見書第２号の８案件であります。 初めに、議案第１３号 平成２０年度まんのう町一般会計補正予算 案、議案第２２号 平成２１年度まんのう町一般会計予算 案 につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等について報告等がありました。 その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部より詳細説明を受け、各委員より、質疑、意見がありました。 議案第１３号 平成２０年度一般会計補正予算 案 につきましては、委員より、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の事業確定について質疑があり、執行部より、繰越事業であり、明確な事業や優先すべき事業から順位をつけて、早期に実施したいとのことでした。 また、委員より、福祉タクシー委託料が減となっており、タクシーの状況について質疑があり、執行部より、利用が少なく周知等について悪かったのではないかと反省をしている。今後については福祉タクシーの制度を、住民の方へわかりやすく、出来る限りの広報活動をしていくとのことでした。 議案第２２号 平成２１年度まんのう町一般会計予算 案 につきまして、委員より、かりんの丘公園開園記念式典について質疑があり、執行部より、実際に使う人に参加してもらう、開園イベントを考えているとのことでした。 また、きびしい雇用関係の把握について質疑があり、執行部より、今後もハローワークと連絡を取りながら行きたい。また、雇用については国の緊急雇用対策等を活用して行きたいとのことでした。 また、委員より、公用車の管理について質疑があり、執行部より、一時的に公用車が不足する時は、個人の自家用車を使用する場合がある。その時は、保険の対人無制限に加入していることが条件であるとのことでした。 また、委員より、長尾会館の改修について質疑があり、執行部より、まんのう町の人権研修施設として、人権相談等を実施しており、手狭となっている。また、トイレについても、男女一緒にバリアフリー化にもなっていないため、改修するとのことでした。 また、委員より、琴南支所に入っている郵便局の賃借料について質疑があり、執行部より、年間使用料は５０万円であり、家賃のみであるとのことでした。
--	-------------	---

	高木総務 委員長	議案第7号 まんのう町都市公園条例の一部改正について は、委員より許可条件、禁止事項等の周知について、質疑があり、執行部より看板等で周知していくとのことでした。 また、委員会として、開園まじかであるので、管理運営のためのマニュアル等について、今月末までにまとめるようにと執行部に対し申し入れしております。なお、それについては執行部の方から今月末までに出しますということで委員会の方へ報告しています。 議案第8号 まんのう町かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第9号 緑地等利用施設かりん広場条例の一部改正について、 議案第10号 人づくり研修施設かりん会館条例の一部改正について審査を行い、委員より、借地契約について質疑があり、執行部より、地権者の方と話をし文書に残して、きちっとしていきたいとのことでした。 また、委員より、将来的にできる予定の観光協会に全てを持たす考えではなく、役場と観光協会の立場を明確にしてほしい、との意見がありました。 意見書第1号 公的資金の繰上償還に係わる要件の緩和等を求める意見書 案、 意見書第2号 インターネット上の個人情報と人権擁護を求める意見書 案 について、審査を行いました。 意見書第2号について、委員より、町のホームページのGIS情報について質疑があり、執行部より、町の出しているGIS情報は、2,500分の1のスケールであり、個人情報に抵触しないと思う、とのことでした。 また、委員より、せっかく情報公開が進んでいるのに、個人情報等の保護で制約を受けることがあるので、十分な配慮が必要との意見がありました。 以上、付託されました案件につき、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長の報告を踏まえ、慎重に審査しまして次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 <table border="0"> <tr> <td>議案第7号</td><td>まんのう町都市公園条例の一部改正について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第8号</td><td>まんのう町かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第9号</td><td>緑地等利用施設かりん広場条例の一部改正について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第10号</td><td>人づくり研修施設かりん会館条例の一部改正について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第13号</td><td>平成20年度まんのう町一般会計補正予算 案 第5号</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第22号</td><td>平成21年度まんのう町一般会計予算 案</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>意見書第1号</td><td>公的資金の繰上償還に係わる要件の緩和等を求める意見書 案</td><td>全会一致で可決</td></tr> </table>	議案第7号	まんのう町都市公園条例の一部改正について	全会一致で可決	議案第8号	まんのう町かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致で可決	議案第9号	緑地等利用施設かりん広場条例の一部改正について	全会一致で可決	議案第10号	人づくり研修施設かりん会館条例の一部改正について	全会一致で可決	議案第13号	平成20年度まんのう町一般会計補正予算 案 第5号	全会一致で可決	議案第22号	平成21年度まんのう町一般会計予算 案	全会一致で可決	意見書第1号	公的資金の繰上償還に係わる要件の緩和等を求める意見書 案	全会一致で可決
議案第7号	まんのう町都市公園条例の一部改正について	全会一致で可決																					
議案第8号	まんのう町かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致で可決																					
議案第9号	緑地等利用施設かりん広場条例の一部改正について	全会一致で可決																					
議案第10号	人づくり研修施設かりん会館条例の一部改正について	全会一致で可決																					
議案第13号	平成20年度まんのう町一般会計補正予算 案 第5号	全会一致で可決																					
議案第22号	平成21年度まんのう町一般会計予算 案	全会一致で可決																					
意見書第1号	公的資金の繰上償還に係わる要件の緩和等を求める意見書 案	全会一致で可決																					

	高木総務 委員長 末武議長 谷森議員 末武議長 高木総務 委員長 末武議長 大西豊議員	意見書第2号 インターネット上の個人情報と人権擁護を求める意見書 案 全会一致で可決 と、することで意見の一致を見ました。 また、かりん会館、かりんの丘公園等の状況について現地調査を行いました。 以上が付託案件審査の報告です。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君 ちょっと待ってください。意見書第2号のインターネット上の個人情報と人権擁護を求める意見書案、これについて開かれた自由と民主主義が少し制限されるのではないかと、このように私は危惧されるわけですが、委員会での審議についていかがであったでしょうか、お尋ねいたします。 高木 堅君 委員会で、今谷森議員さんの言われておる開かれた民主主義という考えでございしますが、総括的に委員会で審議した結果が、先ほどの意見書第2号の全会一致での可決でございますので、そういうご理解をお願いしたらと思います。 大西 豊君 委員長報告で詳しく説明いただいたんですけど、1点だけご質問させていただきます。合併して3年、色々な方が色々な角度で一般質問の中で町長の答弁は、財政上の問題について、入るを量りて出づるを制す ということで、そういうことが管理職の中で浸透されて事業運営されとると思うんですけど、先ほど委員長報告の中で例えば公の施設、今まで指定管理者制度また、そういうやり方、収支決算については色々質問の中で、また全員協議会で説明があつとりますが、ただで貸したり、又貸しをしたり、やっぱり私は公の施設はある一定の基準をもって、その使用料を決めるのが基本でなかろうかと思います。そういう中で例えば今の郵便局の使用料について詳しく説明があつたんですけど、少し内容についてお伺いいたします。例えば、その使用料については水道光熱費も全て含まれているのかどうか、それと契約年数はどのようになっておるのか。それと先ほど申しましたけど、そのどういう基準で50万とかいう金額いわれよったんですが、そういうことについて執行者の方から説明があつたのかどうか。もう1つ、委
--	--	---

日程第 4	大西豊議員 末武議長 高木総務 委員長 末武議長 黒木教育 民生委員長	員からその関係の質問があったかないかについてお伺いをいたします。 高木 堅君 委員長として答えます。大西議員さんの総務常任委員会での報告でございますが、私の報告でございますが、50万というのはあくまでも先ほど報告した中でありましたが、家賃のみということで、電気代、水道代等は別に局の方から支払をしていただいておりますということでございます。それは当然、質問等が委員会の中で出しとります。なお、あの契約云々についてはちょっとそこまでの分は執行部等の審査の中では具体的に説明等を受けておりませんので、その点はちょっと私、委員会の中で今報告することはできません。また、執行部の方から説明等をしていただきたらと思います。 他にご意見ありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木 保君 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 3 月 10 日、11 日、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名出席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席のもと、教育民生常任委員会を開催いたしました。 3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、議案第 4 号から議案第 6 号、議案第 11 号、議案第 14 号から議案第 18 号、議案第 23 号から議案第 27 号、議案第 34 号、意見書第 3 号の 16 案件であり、本会議に引き続き、執行部より、詳細説明があり慎重に審査を行いました。 議案第 4 号 まんのう町手数料条例の一部改正については、住基カードの有効期限と今持っているカードの更新について質疑があり、執行部より、有効期限については発行日から 10 年間、写真なしから写真付きの更新は無料とのことでした。 議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正については、今後の状況について質疑があり、執行部より、保険料については、今後 3 年間の事業量を推定等で計算し、保険料があがるのを少しでも抑制するために、基金を取り崩しをしていくとのことでした。 議案第 6 号 まんのう町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、各事業所で反映されたか、どうかのチェックについての質疑があり、執行部より、請求点数は上がるが、介護者の給与が上がるかは不明であり、県の指導はあるとのことでした。
--------------	--	---

黒木教育 民生委員長	議案第11号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正については、この給食費だけでなく、一般財源から多くの経費を出して給食を行っており、そのことも周知する必要があるとの意見があり、執行部より、改正が決定されれば教育委員会より保護者に対し通知を行うとのことでした。 議案第14号 平成20年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 については、健康診査について質疑があり、執行部より、集団検診、医療機関委託、人間ドック、3つの方法でしているとのことでした。 議案第15号 平成20年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算案 については、執行部より、精算業務であるとの報告がありました。 議案第16号 平成20年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 については、徴収率について質疑があり、執行部より、徴収率は、最終98%から99%程度になるのではないかと報告がありました。 議案第17号 平成20年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算案 について審査を行いました。 議案第18号 平成20年度 まんのう町診療所特別会計補正予算案 については、基金について質疑があり、執行部より、内科、歯科で積み立て、それぞれの範囲内での取崩しになるとのことでした。 議案第23号 平成21年度 まんのう町国民健康保険特別会計予算 案 について 事業勘定では、療養費増の見込みについて質疑があり、執行部より、6%～8%増える見込みとのことでした。また、直診勘定については、病院として収益が落ちているとの質疑があり、執行部より、できるだけ近くにある診療所を利用してほしいとのことでした。 議案第24号 平成21年度 まんのう町老人保健特別会計予算案 については、精算等による返還金について質疑があり、執行部より第3者行為などの関係があるので、来年までのびるかもしれないとのことでした。 議案第25号 平成21年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 案 については、予算の計上について質疑があり、執行部より、運営は特別会計、医療費は一般会計からの支出になっているとのことでした。 議案第26号 平成20年度 まんのう町介護保険特別会計予算案 については、介護認定が受けにくくなっているのではとの質疑があり、執行部より、認定については全国一律であるとのことでした。 議案第27号 平成21年度 まんのう町診療所特別会計予算案 については、委託料について質疑があり、執行部より、レセプトの電算化の義務化に伴うシステム構築であるとのことでした。 議案第34号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正については執行部より、上位法により、今の特例を1年のばしたため、条例から但し書きを削除するとのことでした。
---------------	--

	黒木教育 民生委員長	意見書第3号 気候保護法の制定に関する意見書 案 について審査を行いました。 次に、平成20年度一般会計補正予算 案、平成21年度一般会計予算 案の教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いました。 平成20年度の一般会計補正予算 案 については、衛生費関係では、委員より、自治会への資源ごみ収集の費用の還元についての質疑があり、執行部より資源ごみ収集料及び資源ごみ再生処理委託料の支払があり、全体で見ると還元は難しいとのことでした。また、委員より、民生費関係では、家族介護用品支給の周知について質疑があり、執行部より、ガイドブックや民生委員会等で周知しているとのことでした。その他の減額は精査によるものであるとのことでした。 平成21年度の一般会計予算 案 については、民生費では、平成21年の敬老会の開催について質疑があり、執行部より、平成20年の反省会でいろいろ意見はあったが、平成20年度と同程度の予算化をしており、詳細については今後検討するとのことでした。 児童福祉費では、次世代育成支援対策費について質疑があり、執行部より、平成21年度で5年間の計画を定めるもので、アンケート調査として子育て中の親が何を望んでいるかを聞くとのことでした。 また、教育費では、教育研究所の設置について質疑があり、執行部より、まんのう町の課題である学力の向上、先生方に力をつけていただき、指導助言のシステムづくりを行うとのことでした。 また、執行部より、小、中学校での健康診査で平成21年度より、眼科検診が始まるとの報告がありました。 また、委員より、社会教育費の同好会補助金、文化協会補助金について活動内容、実績に添った補助を考えてほしいとの意見がありました。 その他についても、質疑があり、執行部の答弁があり教育民生常任委員会関係部分については、委員も理解し了承したものと思います。 付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 <table data-bbox="616 1209 2094 1394"> <tr> <td>議案第4号</td><td>まんのう町 手数料条例の一部改正について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第5号</td><td>まんのう町 介護保険条例の一部改正について</td><td>賛成多数で可決</td></tr> <tr> <td>議案第6号</td><td>まんのう町 介護従事者 処遇改善臨時特例基金条例の制定について</td><td>全会一致で可決</td></tr> <tr> <td>議案第11号</td><td>まんのう町 学校給食費 徴収条例の一部改正について</td><td>全会一致で可決</td></tr> </table>	議案第4号	まんのう町 手数料条例の一部改正について	全会一致で可決	議案第5号	まんのう町 介護保険条例の一部改正について	賛成多数で可決	議案第6号	まんのう町 介護従事者 処遇改善臨時特例基金条例の制定について	全会一致で可決	議案第11号	まんのう町 学校給食費 徴収条例の一部改正について	全会一致で可決
議案第4号	まんのう町 手数料条例の一部改正について	全会一致で可決												
議案第5号	まんのう町 介護保険条例の一部改正について	賛成多数で可決												
議案第6号	まんのう町 介護従事者 処遇改善臨時特例基金条例の制定について	全会一致で可決												
議案第11号	まんのう町 学校給食費 徴収条例の一部改正について	全会一致で可決												

黒木教育 民生委員長	議案第 14 号	平成 20 年度 まんの町 国民健康保険特別会計補正予算 案 第 3 号	全会一致で可決
	議案第 15 号	平成 20 年度 まんのう町 老人保健 特別会計補正予算 案 第 2 号	全会一致で可決
	議案第 16 号	平成 20 年度 まんのう町 後期高齢者医療特別会計 補正予算 案 第 1 号	全会一致で可決
	議案第 17 号	平成 20 年度 まんのう町 介護保険 特別会計補正予算 案 第 2 号	全会一致で可決
	議案第 18 号	平成 20 年度 まんのう町 診療所 特別会計補正予算 案 第 1 号	全会一致で可決
	議案第 23 号	平成 21 年度 まんのう町 国民健康保険特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 24 号	平成 21 年度 まんのう町 老人保健特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 25 号	平成 21 年度 まんのう町 後期高齢者医療特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 26 号	平成 21 年度 まんのう町 介護保険特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 27 号	平成 21 年度 まんのう町 診療所特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 34 号	まんのう町 国民健康保険条例の 一部改正について	全会一致で可決
	意見書第 3 号	気候保護法の制定に関する意見書 案	全会一致で可決
末武議長	とすることで意見の一致を見ました。		
	以上付託案件審査の報告です。		
	また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。		
	以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。		
小亀議員	これをもって教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。		
	ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。		
	質疑はありませんか。		
	2 番 小亀重喜君		
	すいません。1 点だけお聞かせいただきたいんですが、議案第 11 号のまんのう町学校給食費徴収条例の一部改正についてですが、あの金額自体は精一杯わずかな金額でしかるべきかと思うんですが、金額がいずれにしろ上がるということは片一方で給食費未納に対する対応というのをも併せて考えなければならなかったのではと思うところがございます。議案審議の中で金額と合わせて未納問題等についてふれられたかどうかだけお聞かせいただけたらと思います。		
	(議長、わしも関連じゃ)		

末武議長 加地議員	加地禎君	あの、今、小亀議員が質問したと全く一緒でございますけれども、私はあの、教民の委員の皆さんが全会一致で可決という委員長報告をいただいたんですが、こいなん、わし、局長どうな、全会一致で教民が可決したものを我々がどうこういうことは、いえんのですけれど、いいにくいんですけれども、こんなんは可決することが適当であろうとの意見の一致をみたという報告をするのが委員長報告が適当であると、そのように思うんですが、これ教民の委員会で全員一致で可決という報告されたら我々質問をしにくいですが、前もってそういうことを申し上げときますが、今小亀議員が質問したんと全く同じですが、議案の第11号でございますが、こういった非常にまあ、不景気の中でどこの家庭にもその2万円なり1万2千円をいただくのが非常に喜んでおる家庭が多いというそういう時代であります。そういった素晴らしいこの時代に果たしてこれをどのくらい値上げするのか、無理にこういう時代に子供の僅かの給食費を値上げして、する必要にまんう町はそこまで困っておるのだろうか。そのように私は懸念するんですが、考えてみますと学校給食も米飯を多くとれということで、米の拡大運動、そういうものでやっておって米はその肝心の給食に多く使うように国は奨励しておるんですけども、肝心の米も相当安くなっておりますし、野菜もそれ非常に安い時期でございますので。それともう1点は、今、小亀議員がもうされましたように町内の子供の未納、給食費の未納になっておる子供が相当多いように聞いておるんですが、これ給食費を僅かでありますけれども上げますと、まだ、そういう未納の家庭が出来てくるんではなかろうかと、そのように私懸念をするんですが上がる時期をもう少し考えて、こういうところについては我々がもう少し儉約してでも子供の給食費は上げる時期ではないと、そのように私は考えて反対はしませんけども、そういうような考えをもっておるわけでございます。以上です。それで委員長にそういうことに対してどのように考えておるか、委員長にご質問いたすわけでございます。以上です。
末武議長 黒木教育 民生委員長	10番 黒木保君	小亀議員、加地議員の方からの質問ですけれども、給食費値上げについては保護者誰しもが現状のままというのを希望されると思います。教育民生常任委員会の席におきましても執行部からも色々説明がありまして、委員の方からも地産地消のことで給食費の値上げを少しでも抑制するというそういう意見も十分出ております。三豊地区におきましては、農家の方が安く生産してする自治体もありますけれども、まんうの場合もそういうところへも働きかけてなるべく地産地消で経費を少なくするというのが意見として出ましたけれども、執行部の方の説明により材料代はもちろん父兄の方からもってもらうんですけれども、その設備費等につきましても自治体の方でやらないかということで、どうしてもこれだけの値段は上げてもらいたいというのが執行部の説明であります。徴収率につきましては、執行部の方から各父兄の話をして、それについては未納者を少なくするように努力していくと

日程第 5	黒木委員長 末武議長	いうことで説明がございました。そういうことで委員会では話がありましたのでご報告申し上げます。 他に質疑ありませんか。
	谷森議員	谷森哲雄君 議案第 5 号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてということですが、先般の、初日のときにも質問いたしました が、いわゆる介護保険料が上がるとこういうことについては非常に負担者については、いろんな面で生活の中において色々と負担 増になっております。そういう中で先般も申し上げましたが県下の市町の中ではまんのう町は、高い部類の方に入ると、こういう ようなことで質問をさしていただいたりもしたわけですが、介護被保険者については負担増になるということについて委員 会での審議の中でこういうことの質疑とかあって、どうなったかお尋ねいたします。
	末武議長 黒木教育 民生委員長	10 番 黒木保君 谷森議員の質問にお答えします。委員会としては介護保険等につきましては慎重審議させていただきましたと確信しておりま す。そりゃ、細かい点まで全てを網羅したかという、中々、介護保険については非常に難しい全国的な問題であろうかと思いま す。やはり、介護になる人たちのために若い者もやはり仕事に行きながら、そういう保険等もかけておる状態でありますので、そ れについては、今の時節がらこの介護保険については、やむをえんかなということ、この介護保険につきましては非常に時間を かけて委員会としては議論をしたところであります。その点、谷森議員にも理解をしていただきたいと思います。
	末武議長	他にありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。
	大西豊建設 経済委員長	建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西 豊君 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 3 月 6 日、9 日、第 1 委員会室におきまして、委員 7 名と、議長同席し、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長・ 課長補佐出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。
		3 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、平成 20 年 12 月議会継続の発議第 1 号、議案第 12 号、 議案第 19 号から議案第 21 号、議案第 28 号から、議案第 32 号の 10 案件であり、本会議に引き続き、執行部及び発議者より

大西豊建設 経済委員長	詳細説明がありました。 平成20年12月議会継続案件の発議第1号、まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については、議案内容、及び運用等について、もう少し検討する必要があるとの意見があり、全会一致で継続審査となりましたので、会議規則第75条の規定により報告します。 議案第12号、字の区域の変更については、現地での説明、調査を行いました。 議案第19号、平成20年度 まんのう町簡易水道特別会計 補正予算案 第2号については、精査の結果、減額との報告がありました。 議案第20号、平成20年度 まんのう町下水道特別会計 補正予算 案第1号については、接続率向上についての質疑があり、執行部より、県と町の職員で未接続家庭を訪問、推進しており、3月末には75%程度の接続率になるとのことでした。 議案第21号、平成20年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 案 第1号については、一世帯あたり費用について質疑があり、執行部より、工事負担として7人槽で108,600円、月の使用料が2,835円であり、年間予算として、使用料収入が、2千万円程度で、点検、清掃管理委託料が、3千3百万円程度となっているとの報告がありました。 議案第28号、平成21年度 まんのう町簡易水道特別会計予算 案については、水源地監視カメラのムーバーからフォーマへの切り替えと光ファイバー利用について質疑があり、執行部より、光ファイバーを利用して、高屋原浄水場で確認するものは行ったが、今回の切り替えは携帯電話での受信のため行うとのことでした。 議案第29号、平成21年度 まんのう町下水道特別会計予算 案については、下水道1メートルあたりの工事単価について質疑があり、執行部より、今年の場合は複雑な部分があるが、メーターあたり8万円とのことでした。 議案第30号、平成21年度 まんのう町農業集落排水特別会計予算 案については、当初全体事業費について質疑があり、執行部より、当初6億円の予算であったが、最終的には11億円になったとのことでした。 議案第31号、平成21年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 案 については、地方債、起債の金利について質疑があり、執行部より、工事年度により、金利が違いますが、平成19年度2.2%、平成20年度1.9%とのことでした。 議案第32号、平成21年度 まんのう町水道事業会計 予算 案 については、自己水源確保のための照井地区からの工事について、原水送水管と水道管の2本を入れるのは地元の理解が得られないのでは、との意見があり、執行部より、将来的に簡易水道、上水道の統合も行い、緊急のときには融通ができるようにしておきたいとのことでした。 また、満濃池の臭気対策として、中・長期的に安全、安心の水の供給について、満濃池以外から供給出来るような対策をしてほ
------------------------	---

大西豊建設 経済委員長	しいとの質疑があり、執行部より中期的には古井戸等の活用、長期的には、新たな水源地の調査をしたいとのことでした。		
	また、満濃池の浄化対策についても、年数がかかると思うが、出来ることから対策をやっていくのはどうか、との質疑があり、執行部より、中期的には上流地域での合併浄化槽の推進など、また、長期的には満濃池土地改良区、県、下流部の市町とも協議を進めたいとのことでした。		
	次に、平成２０年度一般会計補正予算 案、平成２１年度一般会計予算 案の建設経済常任委員会関係部分について質疑を行いました。		
	平成２０年度一般会計補正予算 案 については、委員より、林道金剛院線の進捗状況について質疑があり、執行部より、舗装工事については完了している。また、取り合わせ工事は丸亀市で施工してもらい、丸亀市に負担金を納めるとのことでした。		
	また、委員より、合併浄化槽の減額補正について質疑があり、執行部より、当初予定していた全体基数の減とあわせ、５人槽は増えたものの金額の高い７人槽、１０人槽が減ったために減額補正となったとのことでした。		
	また、平成２１年度一般会計予算 案 については、委員より、有害鳥獣駆除、いのしし被害対策協議会について質疑があり、執行部より、いのしし被害対策協議会を設立し、その協議会が国からの交付金を受け、捕獲箱の購入、設置をしていくとのことでした。		
	また、委員より、合併浄化槽設置事業補助金についての質疑があり、執行部より、合併浄化槽設置の補助金については、５人槽で 45 万円、７人槽で 65 万円、10 人槽で 85 万円での予算計上をしているとのことでした。		
	また、委員より、満濃池上流の水質保全のための合併浄化槽の推進、下流域全体を巻き込んだ話し合いが必要であるとの質疑、意見があり、執行部より、上流地域での合併浄化槽設置率は２３％程度であり推進していきたい。また、水質の保全については、本町だけでの対応は限界があり難しいので、下流域の自治体また、県にも働きかけて相談したいとのことでした。		
	その他についても、質疑、意見がありましたが、執行部の答弁があり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し了承したものとします。		
	付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定しましたので会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告いたします。		
議案第 12 号	字の区域の変更について	全会一致で可決	
議案第 19 号	平成２０年度 まんのう町 簡易水道特別会計補正予算 案 第 2 号	全会一致で可決	
議案第 20 号	平成２０年度 まんのう町 下水道特別会計補正予算 案 第 1 号	全会一致で可決	

大西豊建設 経済委員長	議案第 21 号	平成 2 0 年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 案 第 1 号	全会一致で可決
	議案第 28 号	平成 2 1 年度 まんのう町 簡易水道特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 29 号	平成 2 1 年度 まんのう町 下水道特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 30 号	平成 2 1 年度 まんのう町 農業集落排水特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 31 号	平成 2 1 年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計予算 案	全会一致で可決
	議案第 32 号	平成 2 1 年度 まんのう町 水道事業会計予算 案	全会一致で可決
末武議長	することで意見の一致を見ました。 また、仲南地区、照井の湧水の現場、ゴルフ場の貯水池、新池、満濃池、町道五毛線の状況等について現地調査を行いました。 以上が付託案件審査の報告です。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。 質疑はありませんか。		
	加地禎君		
	大西委員長にちょっとご質問させていただきますが、最初に教民の黒木委員長の時にも申し上げたんですが、これ私考えるのに局長ように聞いとってよ、全会一致で可決という委員会で可決せられたら我々これ質問するのもやりにくいじゃ、これ。我々委員長しよった時は、可決することが適当であるとの意見の一致をみたということで委員長報告はしておったんですけども、この頃常任委員会委員長は委員会で可決、決めてしもとん。そういうことで私もそうのを懸念するんですが、どちらがええかは皆さんの判断に基づいてもろたらえんですが、建経で委員会で決定しておるといような報告がありましたので、質問はやりにくいんですけども、水の問題でありますけれども前々から全協で色々担当の課長が苦慮して皆さんにおはかりしたり、説明したり、こうい		
加地議員	うことで困ったんだということの一つ議員の皆さんにはお諮りして報告も受けておるんですが、今年の夏、非常に猛暑が続いて水が非常に臭い、水を我々四條地区は中心ですけれども、臭い水、四條、神野、吉野、長炭も一部でありますけれども非常にまあ、臭い水で辛抱して夏を凌いで来たんですが、今だかつてその臭みが夏ほどはないんですけども、まだ、臭みが残って、朝のうがいをする、歯を磨いたり、洗面するのには臭みが取れてない。これをまた、今年の夏、予想の天気予報を聞きますと非常に猛暑が		

	加地議員	昨年以上に猛暑がきついに天気予報が予想されております。そういうことを考えてみますと、これ、いつまでも延び延びにすることは決して町民に対して非常に不平を招くことになります。行政の責任になってくる。これはもう一つ建経が中心になってですね、色々こう四苦八苦はしておるけれども、前向きで一つ早急にこれを検討していただかなければ、今年の夏はまた言い訳がましくなって言い訳だけでは住民はこらえてくれんと思うんじや。そういうことを私、建経の方で十分論議はしたようには聞いております。現地調査もせられて延々と2日間、建経が委員会を開いたというのも聞いております。熱心に。しかし、この水をなんぼ協議して意見を交換してでも前向きで取組んでいただかなかつたら、これ到底、私たち住民から非常に不平を聞いておるんですが、まあ、これを一つ早々に、近々にうちに結論を出していただきたい。そのように建経の方にも取り計らいをしていただきたい。そのように思うんですが委員長いかがでしょうか。
	末武議長	関連な。
	本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 すいません。建設経済常任委員会に質問いたします。委員会質疑を傍聴させていただきましたが、水道事業会計案において慎重に審議されていたのですが、その中で水道浄化施設における粒状活性炭の施設導入におきまして、各委員の中から導入すれば年間3千6百万円という高額のランニングコストがかかることや、今年、照井からの取水が始まることなどから予算を執行するにあたってはもう少し検討していただきたいという旨の発言があったと思います。その私個人としても色々調べたのですが今回のようなケースの前に考える順番として1. 原水の浄化が可能かどうか、それがダメな場合、2. 新たな原水の確保が可能かどうか。それでもダメな場合、3. 最終手段として高度浄化施設の導入というのが普通のようなようです。執行部としては、現在の満濃池の事情、新たな水利権の確保の難しさ。町民に対する責任という立場から、今回のような予算を組んだことは、いたしかたないことだと思います。しかし、高度浄化施設の稼働は22年度以降になることや2年後の簡易水道も含めた全町的な水道料金の値上げを踏まえれば、まだまだ、色々な可能性を模索してでもいいのではないかと私個人は思っています。その可能性としてですが、第1に池そのものの浄化です。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、三豊の豊稔池ダムにおいて臭気対策として湖内の循環システムを入れることにより、ゆる抜き時の臭気が減少したようです。そのメーカーに問合せしてみましたところ1500万トンの大規模の満濃池になりますと初期導入として5千万から8千万かかるということでしたが、年間のランニングコストとしては400万円ということのようです。しかしながら、原水自体の浄化が出来るのであれば農作物への効果、また、21年度のたつてきの効果を考えれば検討する余地があるのではないかと思います。また、新たな原水の確保として執行部側というのではなくてですね、議会側として関係各町や県に陳情にあがる、関係市町の議会、関係団体に同調を求める交渉を行う。浅井戸の掘削を検討する地元に対して

本屋敷議員	説明会を行うなどの行動をおこすべきではないかと思います。私自身、昨年の臭気問題から1 議会議員としてももう少し早くですね、執行部と共に行動をおこせなかったものかと思い反省をしているところであります。私としてはこのように考えているわけですが今回の予算の執行に当たってはですね、議会側も執行部と歩調をあわせ慎重にかつ迅速に審議していくということでの予算を可決するものと決定されたと理解してよろしいものかとどうか、お尋ねいたします。
末武議長 大西豊建設 経済委員長	大西 豊君 2 人の方から質問をいただいたわけですが、委員会として本当に重要な問題ということで、相当長時間かけてしました。まあ、そういう中でまんのう町だけではやれない部分について、やはり1 番は満濃池が水を売っておるんだから1 番は満濃池に動いてもらわなければならないということ。また、水を購入しておる丸亀市とかまんのう町もやっぱり歩調を合わせていかなければならないいうことを執行者に強く求めております。まあ、そういう中で今お2 人の方が質問されたとおりだと思いますので、委員会の中でも全会一致という言葉を使っておりますが、その過程においてはそういうことも十分踏まえて審議しております。それで、委員長報告してええかどうかわかりませんが、その後であります、満濃池土地改良区も相当動いておるようです。今後、早く委員会を開いて、この夏に臭気が出ないようなお金をかけなくても、まず、出来ることから委員長報告でありますけど出来ることから取組んでいくということで委員の皆さんからは強く要望が出とります。ただ、最終的には全会一致という言葉を使っておりますが、その過程ではいろんな意見が出とりますので費用対効果も含めて、最少の費用で最大の効果があがるような形で近隣市町村、関係機関とも、議会としても陳情も含めてそういうことも検討しておりますので、そういう報告にさせていただきます。
末武議長 高木議員	高木堅君 あの、臭気問題、飲料水にかかることでもう2 4 時間待ったなしの状況かと思いますが、その点、加地議員さん、本屋敷議員さんが色々質疑しておりましたが、とにかく、うがいすると口にもっていきただけでも、あげそうな状況で夏場は当然飲めないであらうかと予測されるので、それこそ、近々とかそういうような状況では、加地議員さんが言われよるけど本当に、そいな状況ではないんでないんかと。とにかく緊急を要するということは十二分に認識していただいて、何をさておいても、これ、住民だけではないんですわ。それに係わる企業、また、色々ですね、町外からの人たちがそれを飲用するので、本当にまんのうイメージを悪くするし、健康にも1 番に悪いと、十分に理解していただきたいと思います。まあ、建経の委員長さん、お願い特におきます。 なお、あの加地議員さんが言われよったが、教育民生常任委員長とまた建設経済常任委員長と言われて、私、総務委員長にはちょっと委員会なんで加地議員さんも委員会の中の分でちょっといいにくかったんだろうと思うんで、私自身はこういう総務常任委員長としては、この全会一致で可決と表現は前にも色々研究した経緯がございます。なお、わが、当まんのう町議会は委員会制

高木議員	度をとっておりますのでそういう形の表現になろうかと思うので、この委員会制度という議会の構成をちょっと認識していただい
	てご理解いただいたらと思います。
	(議長、議長)
末武議長	ちょっと、ちょっと待ってな。これ委員長報告に対する質疑なんで、同じ委員会、それは。
	(休憩してください。)
	(何のために。)
	休憩、暫時休憩じゃ。
	(時間を取って休憩や。)
	ほんなら、ええと 11時まで休憩します。
	休憩 10時43分
	休憩を戻して本会議を再開いたします。
	再開 11時00分
	質疑ありませんか。
	藤田昌大君
藤田議員	藤田ですが、委員長さんにちょっとお尋ねしたいんですが、私も合併浄化槽推進事業特別会計の分です、一応前に教民がも
	とったもので、色々関心がありまして今回の予算の中でですね、来年度は維持管理費だけやということがされて、仲南地区は推
	進事業としてはしないということになりましたけども、その後のですね、維持管理費の使用とか見た場合にですね、今まんのう町
	内の下水処理についてですね、公共下水と農業集落排水そして合併浄化槽、そして仲南地区は特別の合併浄化槽会計がありますの
	で、その分についてですね、たまたま、今日、銭払わないかんなど持ってきたんですが、水道料金の3分の2というのが原則やいう
	ことで1ヶ月2,761円いうてきよんですね、それを見た場合に住民の負担を考えた時にですね、それぞれの住民のですね、負
	担が違うやないかということが起きてくるんでないかという気がするんですね。例えば合併浄化槽のですね、仲南地区以外の満濃
	と琴南の場合はですね、公共下水と農業集落排水はやりませんから、新築なりを考える場合は合併浄化槽せなしょうがないという
	立場になりまして、合併浄化槽の場合は非常に維持管理費が高くなります。そういった部分から考えるとですね、これからに事業
	を考えた時に、この仲南地区の維持管理費やそういった部分をですね、どう平準化していくか、努力はせなしょうがないんですよ。
	そういった立場で委員会でそんな議論がなされたかなされてないのか、そしてまた、推進をするならばですね、ある面、合併浄化
	槽の補助金をちょっと多めにですね、せないかんような状況も出てくると思うんですが、でないと将来的な負担がですね、町民の

日程第 6	藤田議員	中に不公平感が出てくるわけであります。そういった部分では是非委員会の中でどんな議論がされたんかだけお聞かせ願いたいなと思います。
	末武議長 大西豊建設 経済委員長	大西豊議員 今あの、藤田議員の質問に答えます。これは合併をして3年で、すべての項目に当てはまると思うんでこういうことについても、委員会において十分議論しとりますので、結論は出ておりませんが、やはりもう、限られた予算の中でやる以上は、公平性という問題が重要でありますので、結論は出ておりませんが今後十分に委員会で話をして行きたいと思います。
日程第 7	末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 6 議会運営委員会委員の補欠選任についてを議題といたします。 現在、議会運営委員会の委員が欠員となっておりますので委員の補欠選任を行います。 選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、大岡克三君を指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 したがってただ今指名しました大岡克三を議会運営委員会の補欠委員に選任することに決しました。 日程第 7 議案第 4 号 まんのう町 手数料条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 4 号 まんのう町 手数料条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長報告は可決であります。

日程第 8	末武議長	本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 8 議案第 5 号 まんのう町 介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 7 番 白川美智子君
	白川美議員	これは、国の制度として上がると思うのですが、私はやはりまんのう町は県下一高い介護保険料でありますので住民も介護保険が高いということは納得できないと思います。そして、介護の認定についても低く認定される恐れがあつて、寝たきりであっても自立というような認定の恐れがあるということで、この介護保険の上がることには賛成できません。
	末武議長	3 番 本屋敷崇君
	本屋敷議員	まあ、先ほどから、まんのう町が県下の市町村より高い理由として介護施設が多いということがあげられますが、それはおいとしまして、今回の保険料の増加分としましては保険料の負担が今まで 19%であったものが 20%にあがることはですね、介護報酬が全体的に 3%引上げされることなどが考えられております。まあ、確かに今年々増加する医療費、介護医療費を考えればですね、退職後の収入増として第 1 次産業の活性化であったりですね、町内の生産人口の増加、介護にかからないような予防対策に対する等々の大きな課題がありますが、しかしながら今のところどれもが難しい現状であります。3 年間の近々の現状を考えて保険料を算定するにあたってはですね、現在、基金を取崩してでもそれほど住民に対してはですね、物凄く大きな負担にならないようにという考慮もされておりますので、今回はこれで納得していただきたいということ。妥当であると判断して賛成討論とさせていただきます。
	末武議長	他に討論ありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 5 号 まんのう町 介護保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

日程第 9	末武議長	本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 （起立多数） 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 9 議案第 6 号 まんのう町 介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 6 号 まんのう町 介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 10		日程第 10 議案第 7 号 まんのう町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 7 号 まんのう町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

日程第 11	末武議長	本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 11 議案第 8 号 まんのう町 かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 8 号 まんのう町 かりん亭の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 12		日程第 12 議案第 9 号 緑地等利用施設 かりん広場条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 9 号 緑地等利用施設 かりん広場条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

日程第 13	末武議長	(なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 13 議案第 10 号 人づくり研修施設 かりん会館条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 10 号 人づくり研修施設 かりん会館条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。
日程第 14		(なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 14 議案第 11 号 まんのう町 学校給食費徴収条例の一部改正についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 11 号 まんのう町 学校給食費 徴収条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし)

日程第 15	末武議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 15 議案第 12 号 字の区域の変更についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 12 号 字の区域の変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 16		よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 16 議案第 13 号 平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算 案 第 5 号を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 13 号 平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算 案 第 5 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

日程第 17	末武議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 17 議案第 14 号 平成 20 年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第 3 号を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 14 号 平成 20 年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第 3 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 18		日程第 18 議案第 15 号 平成 20 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第 2 号を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 15 号 平成 20 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算 案 第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19	末武議長	日程第 19 議案第 16 号 平成 20 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 16 号 平成 20 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 案 第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 20		日程第 20 議案第 17 号 平成 20 年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算 案 第 2 号を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 17 号 平成 20 年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算 案 第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 21		日程第 21 議案第 18 号 平成 20 年度 まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。

日程第 22	末武議長	これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 18 号 平成 20 年度 まんのう町診療所特別会計補正予算 案 第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 22 議案第 19 号 平成 20 年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算 案 第 2 号を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 19 号 平成 20 年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算 案 第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 23 議案第 20 号 平成 20 年度 まんのう町下水道特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。 これより討論にはいります。
日程第 23		

日程第 24	末武議長	討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 20 号 平成 2 0 年度 まんのう町下水道特別会計補正予算 案 第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 24 議案第 21 号 平成 2 0 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 21 号 平成 2 0 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 案 第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 25 議案第 22 号 平成 2 1 年度 まんのう町一般会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
日程第 25		

日程第 26	末武議長 白川美議員	白川美智子さん 一般会計予算の反対の立場で討論させていただきます。例えば林道事業は昨年より多いわけでありまして、やはり生活の道として生活に密着した道路に切り替えるべきだと思います。そしてまた、それぞれの委託料、これももう少し精査して出来ることであれば町でやっていただきたいなと思います。それから、人権同和対策についても、やはりこれは一般財源になっておりますけれども、やはり、これらを含めて反対の討論といたします。
	末武議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 すいません。賛成の立場として討論させていただきます。まあ、確かに林道関係の事業費が増えているのですが、まあ、今後のですね、森林保全、CO2の問題等々を含めまして森林に対する予算ということで、道幅等はまた検討していただきたいということではありますが、予算ということでお願いしたいと思います。また、委託料等は、私たちの委員会の方でも委託料については見直すようにということは、予算であるからコンサル等を使う予定にはしてあるということでありましたけれども、そこはやはり庁内でできることは庁内でできるようにと、いうことで予算であるからということで可決をするということであるのでお願いしたいと思います。また、人権福祉におきましては、特措法が切れましたが今では人権と同和が一体となりまして、全ての人において人権を守っていくという形での方向性で進んでおりますので、そこを理解した上での可決というような観点から賛成の討論をさせていただきます。
	末武議長	他に討論ありませんか。 (なし) これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 22 号 平成 21 年度 まんのう町一般会計予算案を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立多数) 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 26 議案第 23 号 平成 21 年度 まんのう町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。

	末武議長	討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 23 号 平成 21 年度 まんのう町国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 27		日程第 27 議案第 24 号 平成 21 年度 まんのう町老人保健特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 24 号 平成 21 年度 まんのう町老人保健特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 28		日程第 28 議案第 25 号 平成 21 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。

日程第 29	末武議長	(なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 25 号 平成 2 1 年度 まんのう町後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 29 議案第 26 号 平成 2 1 年度 まんのう町介護保険特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
	白川美議員	7 番 白川美智子君 委員会では、私もこれは賛成したわけなんですけれども、やはり議案の 5 号で反対しておりますのでやはり、これ筋が通らんでやはり反対いたします。
	末武議長 本屋敷議員	3 番 本屋敷崇君 確かに白川議員さんがおっしゃるようになりますね、予算において収入分は当然第 5 号にかかってくるからですから反対されるのは当然かと思われませんが、先ほど第 5 号の時の賛成討論で述べたようなことから考えましても、今回介護保険の特別会計は妥当だというような観点から賛成討論にさせていただきます。
	末武議長	他に討論ありませんか。 (なし) これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 26 号 平成 2 1 年度 まんのう町介護保険特別会計予算案を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

日程第 30	末武議長	(起立多数) 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 30 議案第 27 号 平成 21 年度 まんのう町診療所特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 27 号 平成 21 年度 まんのう町診療所特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 31		日程第 31 議案第 28 号 平成 21 年度 まんのう町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 28 号 平成 21 年度 まんのう町簡易水道特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし)

日程第 32	末武議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 32 議案第 29 号 平成 2 1 年度 まんのう町下水道特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 29 号 平成 2 1 年度 まんのう町下水道特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 33		日程第 33 議案第 30 号 平成 2 1 年度 まんのう町農業集落排水特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 30 号 平成 2 1 年度 まんのう町農業集落排水特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。

日程第 34	末武議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 34 議案第 31 号 平成 2 1 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 31 号 平成 2 1 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 35		日程第 35 議案第 32 号 平成 2 1 年度 まんのう町水道事業会計予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 32 号 平成 2 1 年度 まんのう町水道事業会計予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

	末武議長 小亀議員 末武議長 三好議会 運営委員長 末武議長	質疑はありませんか。 2 番 小亀重喜君 すいません。初日に課の編成が変わるのが可決されましたので当然のことだと思うんですが、こういったことがご審議されたかどうかということだけお聞かせいただけたらと思うんですが、すいません、総務常任委員会と教育民生常任委員会と建設経済常任委員会、ただ今3つの委員会があるんですが、これだけ世の中が変わってカバーすべきエリアが変わりますと、その委員会の名称そのものも一考するべき必要があるのではないかと私自身は思っております。例えば、こういったものかということと教育民生常任委員会でしたら、いっそのこと教育福祉委員会ということでカバーすると非常にわかりやすくなるのではないかと、また、建設経済常任委員会の方も環境を要するということでしたら産業環境委員会という形にするということで、もう少し明確になるのではないかとといったふうに思うのですが、提案者の方にそのあたりのことを勘案されたかどうかちょっと発議にあたってのお考えをお示しいただけたらと思うんですが。 三好勝利君 2 番 小亀議員の質問にお答えいたします。今、いわれたような観点は相当論議し、執行部とも十分打ち合わせしながら一部では教育民生においては、教育関係と福祉だけでいいんじゃないかという意見も相当出ましたけど、やはり、住民生活課となると教民が所管しておりますので衛生関係、廃棄物に関する処理等々、民生といえは相当幅広くなってきますのであと本議会も1年ということで、とりあえずこれでいってみると、どうしてもまた、弊害がでるならば来年度の新しい議会からやってもいいんじゃないかという意見がでましたので、ただ今ご説明しましたような委員会の担当となりましたのでご理解いただきたいと思います。以上です。 他に質疑ありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。ただ今議題になっております、発議第1号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
--	--	--

日程第 38	末武議長	よって、発議第 1 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、発議第 1 号 まんのう町議会委員会条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 38 選挙第 1 号 まんのう町外 三ヶ市町 山林組合議会議員の補欠選挙についての件を議題といたします。 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に欠員が生じたため、山林組合同規約第 5 条第 3 項の規定によってまんのう町四條、吉野下で 1 人の補欠選挙を行うものです。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 したがって議長が指名することに決定しました。
---------------	-------------	---

日程第 39	末武議長	まんのう町外 三ケ市町 山林組合議会議員に、まんのう町吉野下 8 3 1 番地 2 加地 禎君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました加地 禎君を当選人と定めることにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました加地 禎君が、まんのう町外 三ケ市町 山林組合議会議員に当選されました。 会議規則第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。 以上で、まんのう町外 三ケ市町 山林組合議会議員の補欠選挙を終わります。 日程第 39 選挙第 2 号 まんのう町外 三ケ市町 七箇地区 山林組合議会議員の補欠選挙についての件を議題といたします。 まんのう町外三ケ市町山林組合 七箇地区 議会議員に欠員が生じたため、山林組合同規約第 5 条第 3 項の規定によってまんのう町四條、吉野下で 1 人の補欠選挙を行うものです。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 したがって議長が指名することに決定しました。 まんのう町外 三ケ市町 七箇地区 山林組合議会議員に、まんのう町吉野下 8 3 1 番地 2 加地 禎君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました加地 禎君を当選人と定めることにご異議ありませんか。
---------------	-------------	---

日程第 40	末武議長	(なし) 異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました加地 禎君が、まんのう町外 三ケ市町 七箇地区 山林組合議会議員に当選されました。 会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。 以上で、まんのう町外 三ケ市町 七箇地区 山林組合議会議員の補欠選挙を終わります。 日程第 40 意見書第 1 号 公的資金の繰上償還に係る要件の緩和等を求める意見書案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 1 号 公的資金の繰上償還に係る要件の緩和等を求める意見書案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。
日程第 41		(なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 41 意見書第 2 号 インターネット上の個人情報と人権擁護を求める意見書案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 2 号 インターネット上の個人情報と人権擁護を求める意見書案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

日程第 42	末武議長	本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 42 意見書第 3 号 気候保護法の制定に関する意見書案を議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 3 号 気候保護法の制定に関する意見書案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 43		日程第 43 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について 平成 20 年 1 2 月議会継続案件を議題といたします。 この議案について、建設経済常任委員長より会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査申し出がありました。 お諮りします。 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について 平成 20 年 1 2 月議会継続案件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年3月19日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

